

Canly 利用規約

第1条（本規約の目的）

1. 株式会社Wiz（以下「当社」といいます。）は、Canly利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、契約者（次条で定義します。）に対し、Googleマイビジネス等の媒体一括管理システム「Canly」（以下「本サービス」といいます。）の具体的な内容については、別紙で定義するものとして提供します。
2. 本サービスの契約者（次条で定義します。）は、本サービスの利用に際し、本規約の条項を遵守するものとします。

第2条（定義）

本規約で使用する用語の解釈については、本規約の他の条項で定めるほか、次の各号に定めるものとします。

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本契約」とは、当社と本サービスの利用希望者との間で締結する本サービスの利用についての契約をいいます。
- (2) 「契約者」とは、本サービスを当社との間で本契約を締結した者をいいます。

第3条（本規約の適用関係）

1. 本規約は、契約者と当社との間の本契約の一切の関係に適用され本契約を構成します。
2. 本規約の内容と本規約外における本サービスのルール等とが矛盾抵触する場合、当該ルールに本規約の適用を除外することが特に規定されていない限り、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
3. 本規約の内容と本規約外における本サービスのルール等とが矛盾抵触しない場合、それらのルール等は、名称の如何にかかわらず、本利用規約の一部を構成し、本契約の内容となるものとします。

第4条（料金等）

料金等の体系および具体的な額は、別途申込時に定めるものとします。

第5条（支払い）

1. 契約者は、当社に対し、本サービスの利用料金を当社が指定する方法により支払うものとします。なお、振込送金の場合の振込手数料は、契約者の負担とする。
2. 支払いサイトは、当月末締め翌月末払いとする。ただし、支払い期日が土日祝日の場合、その前営業日とします。
3. 契約者は、当社に対し、初月分および追加アカウント分の利用料金に関しては、日割計算をせず、該当月の1日から起算して、1ヵ月分の利用料金を支払うものとします。

第6条（遅延損害金）

契約者は、前条に定める支払期限を遅延した場合、当社に対し、支払遅延額につき1日当たり年利14.6%（年365日の日割計算）の割合で遅延損害金を支払わなければならないものとする。

第7条（管理用IDの管理）

1. 当社は、契約者に対し、本契約成立後、書面または電子メールにより管理用IDを交付するものとします。
2. 契約者は、管理用IDを用いて本サービスにログインし、本サービスを利用するものとします。
3. 契約者は、当社が別途定める場合を除き、管理用IDを、第三者に使用させ、または譲渡または貸与してはならないものとします。
4. 管理用IDの管理および使用は契約者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。

第8条（譲渡等禁止）

契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位および本契約等から生じた権利義務の全または一部を第三者に譲渡または担保に供してはならない。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約者（当社および契約者が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。）
 - (2) 暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
2. 当社および契約者は、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。

3. 当社および契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を棄損しまたは相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

第10条（解除）

1. 当社および契約者は、相手方が次の各号の一つにでも該当した場合、何らかの通知催告を要せず、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- (1) 前条第1項各号の表明が事実と反することが判明した場合
- (2) 前条第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
- (3) 前条第3項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- (4) 重大な背信行為があった場合
- (5) 支払の停止または仮差押、差押、競売、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあった場合
- (6) 債務不履行について、相当の期間を定めて催促されたにもかかわらず是正されない場合
- (7) 前条第2項の調査に協力せず、相当の期間を定めて催告されたにもかかわらず、なお協力をしない場合

2. 本契約が、前項の規定により解除された場合、解除された者は、解除による損害について、解除した者に対し、一切請求もすることができないものとします。

3. 本条に定める他、当社および契約者は、本契約の一部または全部を解除することはできないものとします。ただし、当社および契約者が両者の合意により本契約を解約することを妨げないものとします。

4. 当社および契約者が本契約を合意解約する場合、契約者は当社に対し、解約日において、残存する契約期間に応じた契約者の当社に対する利用料金の残額を一括して支払うものとします。

第11条（知的財産権等の帰属）

1. 契約者は、本サービスに基づき当社が契約者に対して提供する全ての情報・資料やノウハウに関する著作権、商標権その他一切の知的財産権を含む全ての権利が当社に帰属することにつき予め同意します。

2. 契約者は、前項の当社の権利について、その方法の如何を問わず、自らの権利を主張して出願し、異議を述べ、または権利の帰属につき争ってはならないものとします。

第12条（秘密の保持）

当社および契約者が本契約に基づき相手方に対して負う秘密保持義務の詳細は、別紙2に定めるとおりとします。

第13条（再委託）

当社は、本サービスの提供に必要な場合、本サービスの提供に関連する全部または一部の行為を、第三者に再委託することができるものとします。

第14条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、本契約締結日から1年間とする。期間満了の1ヵ月前までに当社または契約者から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続とし以後も同様とする。

2. 本条に定める期間にはシステム連携の期間を含むものとする。

第15条（同意事項）

契約者は、当社が提供する本サービスに関して以下の事項について同意するものとします。

- (1) やむを得ない事情により、本サービスを当社の都合で提供停止する可能性があること。
- (2) 本サービスは、順位取得の時間帯等によって、実際の検索結果とは順位が異なる場合があること。
- (3) 本サービスは、計測地域は指定がない場合、店舗所在地の市・区・群での取得となること。
- (4) 本サービスは、当社が用意している計測地点の市・区・群が存在しない場合、隣接する市・区・群での取得となること。
- (5) GoogleやFacebookなど当社のシステムで連携している媒体の仕様変更やシステムエラー等により順位測定、情報取得・更新、連携ができなくなった場合、当社は一切の責任を負わないこと。
- (6) 本サービスに関する正確性、妥当性、有用性およびその他一切の事項について保証せず、契約者が上記に関して損害・損失を被った場合でも、当社は一切の責任を負わないこと。

第16条（禁止事項）

1. 契約者は、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスのプログラム、マニュアル、仕様書、資料等の複製
- (2) 本サービスに関する技術上の秘密の漏洩
- (3) 本サービスの改良、変更
- (4) 本サービスの解析
- (5) 本サービスにおける当社が伝達した使用方法以外の使用
- (6) 第三者に対する本サービスの譲渡・転貸・販売

2. 前項に違反し、契約者が本サービスに改良等を加えた場合、当該部分に係わる著作権、特許権等、一切の法的権利は、当社に帰属するものとし

ます。

3. 契約者は、当社の前項の改良等の使用に関し、著作権者人格権を行使してはならないものとします。

第17条（資料の取り扱い）

契約者は、本契約の履行に関連し当社から提出される資料を次の各号に定める条件に従い使用するものとします。

- (1) 本契約の履行以外の目的に使用しないこと
- (2) 複製または改変する場合は、予め当社の書面による同意を得ること
- (3) 前各号の他、著作権その他の権利が当社に単独で帰属することを承認すること

第18条（責任）

1. 当社は、契約者に対し、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかった場合、契約者が被った損害を賠償するものとします。ただし、契約者の責めに帰すべき事由により当社が本サービスの提供をすることができなかった場合を除くものとします。
2. 当社は、本契約に基づく本サービスの提供に関連して当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、損害賠償の範囲は、契約者に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が契約者から受領すべき利用料金に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。
3. 当社は、天災事変その他の不可抗力により、当社が契約者に対し本サービスを提供できなかった場合、契約者に対し、一切その責任を負わないものとします。

第19条（免責）

1. 当社は、契約者に対し、本サービスが第三者の知的財産権を侵害しないことの保証、本サービスが特定の目的に適合していることの保証を含め、本サービスに関していかなる保証も行わないものとします。
2. 当社は、前条で定める場合を除き、本サービス用のシステムの故障等により契約者の情報が消失したため発生した損害、回線の混雑等による本コンテンツの再生品質の低下、クラッキング、本コンテンツの改竄その他、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任であるかを問わず一切の賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が、当社の故意または重大な過失により上記損害を被った場合については、この限りではありません。
3. 当社は、契約者に対し、本サービスによってアクセスが可能な情報（ソフトウェア、コンピュータプログラムを含みます。）等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。当該情報等のうち当社以外の第三者の提供したものに起因して生じた損害等について、当社は、何らの責任も負わないものとします。
4. 契約者は、本サービスに関して第三者との間で法的紛争が生じた場合、当社に損失の及ばぬよう解決を図らなければならないものとします。
5. 契約者は、本契約に違反することにより、当社または第三者に損害を与えたときは、その損害（弁護士費用およびその他の実費を含む）を賠償しなければならないものとします。

第20条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとする。

第21条（管轄裁判所）

当社および契約者は、本契約より生じる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

【制定：令和2年●月●日】

別紙1：本サービスについて

本サービスの内容は次のとおりとする。

■店舗情報一括管理機能

■クチコミ一括管理機能

■一括投稿機能

■データ分析機能

■その他

- MEOに関する継続的な最新情報の提供(月1回を想定)

- MEO対策に関する簡易マニュアルの提供

- システムに関するサポート(当社は契約者の必要に応じて、WEB会議をベースとし、月1回指導/助言を行います。)また、当社の判断により訪問や電話、LINE等、そのほかの手段を用い研修を行います。

別紙2:秘密保持条項

第1条 (秘密情報の定義)

1. 本契約において情報を開示する当事者を開示者、情報の開示を受ける当事者を受領者 といいます。
2. 本契約において秘密情報とは、本契約業務の遂行の為に開示者が受領者に対して開示する情報であって、開示の方法が口頭、文書、映像、ディスク、電子メール、その他 媒体の種類を問わず、また、本契約および本契約締結の前後を問わず、開示される一切の情報ならびに本契約の内容、本件取引に関する協議・交渉の存在、経緯およびその内容(以下「秘密情報」という)をいう。ただし、秘密情報には、次の各号のいずれかに該当するものは含まれないものとします。
 - (1) 開示者が秘密情報を開示した時点で既に公知であったもの
 - (2) 開示者が秘密情報を開示した後に受領者の責によらないで公知となったもの
 - (3) 開示者が秘密情報を開示した時点で既に受領者が所有していたもの
 - (4) 開示者に対して秘密保持義務を負っていない情報源から受領者が秘密保持義務を負わずに入手したもの

第2条 (秘密情報の使用目的)

契約者は、秘密情報を本契約の目的のためにのみ使用するものとし、当社の事前の書面による承諾なくその他の目的のために使用してはならないものとします。

第3条 (秘密保持義務)

1. 受領者は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとし、事由の如何を問わず、いかなる第三者(受領者の役員、従業員および受領者と委託関係にある法律上守秘義務を負う者を除く。)にも、相手方の事前の承諾なく、秘密情報を開示、漏洩または譲渡してはならないものとします。
2. 受領者は、法令または権限のある行政機関もしくは司法機関からの指示または命令に 基づき秘密情報を開示する(以下「法定開示」といいます。)場合には、開示者の承諾なく、秘密情報を当該行政機関または司法機関に開示することができるものとします。ただし、この場合でも、受領者は、法定開示を行う前に、開示者に対して、書面で、法定開示を行うべき旨、開示先の名称、開示する秘密情報を通知するものとします。

第4条 (有効期間)

本契約の期間満了後であっても、本契約の有効期間内において開示された秘密情報についての守秘義務は存続するものとします。